

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 相続税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国（丸亀税務署長）
平成21年2月27日一部認容・確定

判	決
原告	甲
原告	乙
原告	丙
原告	丁
原告	戊
法定代理人親権者父	甲
法定代理人親権者母	A
原告	B
原告	C
原告	D
上記3名法定代理人親権者父	丙
上記3名法定代理人親権者母	E
原告	F
原告	G
上記2名法定代理人親権者父	H
上記2名法定代理人親権者母	丁
原告ら訴訟代理人弁護士	新明 一郎
原告ら補佐人税理士	背戸 柳良辰
被告	国
代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	丸亀税務署長
指定代理人	川上 岳
同	板垣 浩
同	宅原 薫
同	岡田 知美
同	松澤 悟
同	浪越 吉則
同	池見 融
同	河野 康

主 文

- 1 処分行政庁が原告甲に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（いずれも、平成

- 1 7年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額1億5192万9700円を超える部分、賦課決定については過少申告加算税6万8000円を超える部分を取り消す。
- 2 処分行政庁が原告乙に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(いずれも、平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額0円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 3 処分行政庁が原告丙に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(いずれも、平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額1億4388万3300円を超える部分、賦課決定については過少申告加算税6万4000円を超える部分を取り消す。
- 4 処分行政庁が原告丁に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(いずれも、平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額1億1437万6500円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 5 処分行政庁が原告戊に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分(平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)及び過少申告加算税の賦課決定処分(上記異議決定による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額399万6300円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 6 処分行政庁が原告Bに対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分(平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)及び過少申告加算税の賦課決定処分(上記異議決定による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額327万8400円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 7 処分行政庁が原告Cに対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分(平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)及び過少申告加算税の賦課決定処分(上記異議決定による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額327万8400円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 8 処分行政庁が原告Dに対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分(平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)及び過少申告加算税の賦課決定処分(上記異議決定による一部取消し後のもの)のうち、更正については納付すべき税額308万1700円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 9 処分行政庁が原告Fに対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分(平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの)のうち、納付すべき税額190万4600円を超

える部分を取り消す。

- 1 0 処分行政庁が原告Gに対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分（平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの）のうち、納付すべき税額228万8900円を超える部分を取り消す。
- 1 1 原告甲、原告丙、原告丁、原告戊、原告D及び原告Gのその余の請求をいずれも棄却する。
- 1 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告甲に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（いずれも、平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの）のうち、更正については納付すべき税額1億5124万5900円を超える部分、賦課決定については過少申告加算税6万8000円を超える部分を取り消す。
- 2 主文第2項と同旨
- 3 処分行政庁が原告丙に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（いずれも、平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの）のうち、更正については納付すべき税額1億4323万7100円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 4 処分行政庁が原告丁に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（いずれも、平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの）のうち、更正については納付すべき税額1億1382万3000円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 5 処分行政庁が原告戊に対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分（平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの）及び過少申告加算税の賦課決定処分（上記異議決定による一部取消し後のもの）のうち、更正については納付すべき税額399万5500円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 6 主文第6項と同旨
- 7 主文第7項と同旨
- 8 処分行政庁が原告Dに対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分（平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの）及び過少申告加算税の賦課決定処分（上記異議決定による一部取消し後のもの）のうち、更正については納付すべき税額307万3500円を超える部分、賦課決定については全部を取り消す。
- 9 主文第9項と同旨
- 1 0 処分行政庁が原告Gに対し平成16年11月9日付けでした、被相続人Iの平成14年8月

26日相続開始に係る同原告の相続税の更正処分（平成17年4月6日付け異議決定及び平成18年11月28日付け裁決による一部取消し後のもの）のうち、納付すべき税額228万0700円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被相続人を亡I（以下「I」という。）とする相続（以下「本件相続」という。）に際し、妻及び子3名（以下これらの相続人4名を「相続人ら」という。）並びに生命保険金等を取得した孫6名である原告ら10名が、妻が取得する同族会社の株式の価額につき配当還元方式（後記2(3)ウ）による評価を前提として相続人らがした当初の遺産分割の合意（以下「第1次遺産分割」という。）に基づき、相続税の各申告をしたが、通達に従い同族会社の発行済株式数につき議決権のない株式数を除外して計算すると配当還元方式の適用を受けられず、類似業種比準方式（後記2(3)イ）による高額の評価を前提として課税されることにつき錯誤があったので、配当還元方式の適用を受けられるように各相続人が取得する株式数を調整した上でした新たな遺産分割の合意（以下「第2次遺産分割」という。）に基づき、法定申告期限後、更正請求期間内に更正請求又は修正申告をしたところ、処分行政庁から、上記株式の評価は第1次遺産分割の内容に従い類似業種比準方式によるべきであるとして、当初の各申告に係る各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたため、異議決定及び審査裁決により取り消された部分を除き、各更正処分の一部及び過少申告加算税の各賦課決定処分の一部又は全部の取消しを求めている事案である。

なお、第1次遺産分割に基づく課税価格は、別表1「課税価格及び納付税額の計算明細表」順号⑪の合計欄のとおり38億6750万2000円であり、第2次遺産分割に基づく課税価格は、別表1の2「課税価格及び納付税額の計算明細表」順号⑪の合計欄のとおり20億0351万5000円であり、その差額は、Iの妻である原告乙が取得する同族会社の株式の評価の差異から生じている。

2 関係法令等の定め

- (1) 平成15年法律第8号による改正前の相続税法（以下「相続税法」という。）

ア 3条1項1号

被相続人の死亡により生命保険契約又は損害保険契約の保険金を取得した保険金受取人が相続人以外の者であるときは、当該保険金のうち、被相続人が負担した保険料の金額の、当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分は、当該保険金受取人が遺贈により取得したものとみなす。

イ 16条

相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべて者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額から、その遺産に係る基礎控除額（15条1項）を控除した金額を、当該被相続人の同条2項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法900条及び901条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、1人である場合又はない場合には、当該控除した金額）につき、それぞれの金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

800万円以下の金額	100分の10
800万円を超え1600万円以下の金額	100分の15
1600万円を超え3000万円以下の金額	100分の20
3000万円を超え5000万円以下の金額	100分の25
5000万円を超え1億円以下の金額	100分の30
1億円を超え2億円以下の金額	100分の40
2億円を超え4億円以下の金額	100分の50
4億円を超え20億円以下の金額	100分の60
20億円を超える金額	100分の70

ウ 19条1項

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、15条から18条までの規定を適用して算出した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。

エ 22条

同法に特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

オ 32条1号

相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があった場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が過大となったときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき国税通則法23条1項の規定による更正の請求をすることができる。

① 55条の規定により分割されていない財産について民法（904条の2を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと（1号）。

②～⑦ （2号ないし7号）（略）

カ 55条

相続又は包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（904条の2を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の

分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなった場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは32条の更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

(2) 国税通則法及び同法施行令

ア 国税通則法23条1項1号

納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し更正があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる（同条1項）。

① 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき（同項1号）。

②、③ （同項2号、3号）（略）

イ 国税通則法23条2項3号及び同法施行令6条1項2号

（ア） 納税申告書を提出した者又は同法25条の規定による決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が上記アに規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、上記アの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として上記アの規定による更正の請求をすることができる（同法23条2項）。

①、② （同項1号、2号）（略）

③ その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内（同項3号）

（イ） 同法23条2項3号（更正の請求）に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする（同法施行令6条1項）。

① （同項1号）（略）

② その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権の行使によって解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取り消されたこと（同項2号）。

③～⑤ （同項3号ないし5号）（略）

(3) 財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56、直審（資）17国税庁長官通達）。

ただし、平成15年5月15日付け課評2-6ほかによる改正前のもの。以下「評価通達」という。乙9）

ア 評価通達178（取引相場のない株式の評価上の区分）

（ア） 取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社（以下「評価会社」という。）の規模が後記（イ）の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて評価する。ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式の価額は、後記ウ（ア）の評価通達188（同族株主以外の株主等が取得した株式）の定めによって評価する。

(イ) 「大会社」は、次の①又は②のいずれかの会社をいう。

① 従業員数が100人以上の会社

② 卸売業、小売・サービス業、その他の業種ごとに、(a)総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数並びに(b)直前期末以前の1年間における取引金額が、評価通達178の表に定める金額・員数に該当する会社

イ 評価通達179（取引相場のない株式の評価の原則。類似業種比準方式の原則）

評価会社の規模が大会社に該当する場合の株式の価額は、原則として、類似業種比準価額による評価（以下「類似業種比準方式」という。）をする。

ウ 評価通達188、188-2及び188-4（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価。配当還元方式及びその適用の要件等）

(ア) 後記(イ)の中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の取得後の株式数がその会社の発行済株式数の5%未満であるものの取得した株式の価額は、同通達188-2（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価）に定める下記の計算式により計算した配当還元価額による評価（以下「配当還元方式」という。）とする（同通達188(2)、188-2）。

記

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$$

(イ) 「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株式のうち、株主の1人及びその同族関係者（法人税法施行令4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。）の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の30%以上である場合におけるその株主又は同族関係者をいう。ただし、その評価会社の株式のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数が最も多いグループの有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の50%以上である会社にあつては、そのグループに属する株主又は同族関係者をいう（同通達188(1)）。

「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の25%以上である会社を含む。）の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の25%以上である場合におけるその株主をいう（同通達188(2)）。

(ウ) 議決権を有しないこととされる株式がある場合の発行済株式数等

上記(ア)及び(イ)における発行済株式数の算定に当たって、評価会社の株式のうち商法（平成17年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。）241条3項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の株式（以下「相互保有株式」という。）の数は0とし、評価会社の発行済株式数から相互保有株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、同様とする（同通達188-4）。

3 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)ア Iは、平成14年8月26日に死亡し、相続が開始した。

Iの妻である原告乙（以下「原告乙」という。）並びに両名の間の子である長男・原告甲（以下「原告甲」という。）、二男・原告丙（以下「原告丙」という。）及び長女・原告丁（以下「原告丁」という。）の4名が、Iの共同相続人となった。

イ Iの相続に際し、Iの孫である原告戊（以下「原告戊」という。）は700万4788円の生命保険金等を、同じくIの孫である原告B（以下「原告B」という。）、原告C（以下「原告C」という。）、原告D（以下「原告D」という。）、原告F（以下「原告F」という。）及び原告G（以下「原告G」という。）は各560万3823円の生命保険金等をそれぞれ取得した。（乙1）

(2)ア 被相続人の相続財産には、J株式会社（以下「本件会社」という。）の株式155万4024株が含まれており、本件相続の開始前、原告乙は、本件会社の株式25万8500株を有していた。（甲1、3）

本件相続の開始当時、本件会社の従業員数は729人であり、評価通達178にいう大会社（従業員数が100人以上の会社）に該当するものであった。（甲3）

イ 本件会社の株主のうち、K株式会社（以下「K」という。）及びL株式会社（以下「L」という。）については、本件会社が上記2社（以下「関連2社」という。）の発行済株式の総数の4分の1を超える株式を保有していたため、商法241条3項の規定により本件会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社であった。

このため、評価通達188の適用上、本件会社における各株主の持株割合の計算に当たっては、本件会社の株式のうち、Kの有する株式11万7000株及びLの有する株式43万9000株（合計55万6000株）は、相互保有株式として発行済株式数から控除されるべきものであった。（甲3、乙10、11）

ウ 相続人らは、本件相続に係る遺産分割の協議に際し、相続税の負担等につき、M税理士（以下「本件税理士」という。）に相談し、同税理士の助言を受けていた。（甲3）

(3)ア 相続人らは、平成15年5月、遺産分割の協議を行い、被相続人の相続財産である本件会社の株式155万4024株については、原告乙が71万8300株、原告甲及び原告丙が各35万株、原告丁が13万5724株を取得する旨を約し、同月17日、この約定を内容とする第1次遺産分割の合意をした。この株式の配分は、これにより配当還元方式の適用を受けられる旨の本件税理士の助言に基づき、配当還元方式の適用を受けられる配分の方法として相続人らの間で協議した結果、合意に至ったものであった。（甲1、3）

イ 上記アの株式の配分により、本件会社において、原告乙及び同族関係者のグループの持株割合は50%以上となったが、原告乙並びに同原告の直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族の有する株式数の合計数の持株割合は25%に満たなかったため、同原告は、評価通達188の適用上、中心的な同族株主以外の同族株主に該当することとなった。（甲3）

ウ 上記アの株式の配分による場合、評価通達188等の適用上、本件会社における原告乙の持株割合は、(a)本件会社の発行済株式数から、上記(2)イの関連2社の保有に係る株式数を控除して計算すると、5%以上（類似業種比準方式の適用対象）となるものの、(b)これを控除しないで計算すると、5%未満（配当還元方式の適用対象）となるところ、相続人らは、その控除を要することの認識を欠いたまま、第1次遺産分割の合意に至った。（甲3、乙10、11）

(4)ア 原告らは、第1次遺産分割の合意の成立後、上記(3)アの株式の配分の内容を前提として、

原告乙が取得する株式を配当還元方式により評価し、同年6月19日、別紙1「課税処分等の経緯」の申告欄記載のとおり、本件相続に係る相続税の各申告をした。(乙1)

同月26日、本件相続に係る相続税の法定申告期限が経過した。

イ 上記アの相続税の申告後、相続人らは、第1次遺産分割による株式の配分を前提とする本来の評価としては、評価通達188等の適用上、本件会社の発行済株式数から、上記(2)イの関連2社の保有に係る株式数を相互保有株式として控除して計算すべきであり、これによると原告乙の持株割合は5%以上となり、類似業種比準方式の適用による高額の評価を前提とした相続税の課税を受けるべきことを認識するに至った。(甲3、乙10、11)

(5)ア そこで、相続人らは、同年10月、改めて遺産分割の再協議を行い、原告乙の取得する本件会社の株式数を15万4024株減少させて56万4276株とし、その減少分を2分して、原告甲及び原告丙が取得する株式を各7万7012株ずつ増加させて各42万7012株とする旨を約し、同月28日、本件会社の株式の配分はこの約定を内容とし、それ以外は第1次遺産分割と同じ内容とする旨の第2次遺産分割の合意をした。この株式の配分は、関連2社の保有に係る株式数を控除して計算しても、原告乙の持株割合が5%未満となり、配当還元方式の適用が受けられるように、相続人らの間で再協議した結果、合意に至ったものであった。(甲2、3)

イ そして、原告らは、第2次遺産分割の分割内容を前提とした上で、原告乙が取得する株式を配当還元方式により評価し、同年11月6日付けで、次の(ア)ないし(エ)のとおり更正の請求又は修正申告をした。(甲2、乙3及び4の各1・2、同5)

(ア) 原告乙は、株式の分割の錯誤(本件会社の株式の配分数の錯誤)及び相続税法20条の規定による相続税額の控除(以下「相次相続控除」という。)の適用漏れがあったとして、別紙1「課税処分等の経緯」の更正の請求欄記載のとおり、更正の請求をした。(乙3の1)

(イ) 原告丁は、相次相続控除及び相続税法19条1項括弧書の規定による控除(以下「贈与税額控除」という。)の適用漏れがあったとして、別紙1「課税処分等の経緯」の更正の請求欄記載のとおり、更正の請求をした。(乙3の2)

(ウ) 原告F及び同Gは、贈与税額控除の適用漏れがあったとして、別紙1「課税処分等の経緯」の更正の請求欄記載のとおり、更正の請求をした。(乙4の1・2)

(エ) 原告甲及び原告丙は、第2次遺産分割により本件会社の株式の取得数が増加したとして、別紙1「課税処分等の経緯」の修正申告欄記載のとおり、修正申告をした。(乙5)

(6)ア 処分行政庁は、本件会社の株式の評価は第1次遺産分割の内容に従い類似業種比準方式によるべきであるとして、いずれも平成16年11月9日付けで、別紙1「課税処分等の経緯」の「更正処分等」欄及び「更正すべき理由がない旨の通知」欄記載のとおり、原告らに対し、各更正処分(ただし、原告F及び同Gについては、贈与税額控除の適用漏れを理由とする減額更正処分)をし、原告F及び原告Gを除く原告らに対し、過少申告加算税の各賦課決定処分をするとともに、原告乙及び原告丁による更正の請求に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。

イ なお、処分行政庁は、第2次遺産分割は、遺産の分割ではなく、新たな取引行為であり、これによる原告甲及び原告丙の株式の取得は原告乙からの贈与であるとして、原告甲及び原告丙に対し、同年12月15日付けで平成15年分の贈与税の決定処分及び無申告加算税の

賦課決定処分をしたが、平成18年11月28日、国税不服審判所の裁決において、第1次遺産分割は要素の錯誤により無効であり、第2次遺産分割における原告甲及び原告丙の株式の取得は贈与ではなく遺産の分割によるものであるとして、上記贈与税の決定及び無申告加算税の賦課決定はいずれも取り消された。(甲4、5、7)

(7) 原告らは、上記(6)アの各更正処分及び各賦課決定処分を不服として、処分行政庁に対し、平成17年1月7日、異議の申立てをし、処分行政庁は、別紙1「課税処分等の経緯」の異議決定欄記載のとおり、原告らに対し、同年4月6日付けで一部取消しを内容とする異議決定をした。原告らは、これを不服として、同年5月2日、国税不服審判所長に対し、審査請求をし、国税不服審判所長は、別紙1「課税処分等の経緯」の裁決欄記載のとおり、原告らに対し、平成18年11月28日付けで一部取消しを内容とする裁決をした(以下、上記異議決定及び裁決により一部取消し後の各更正処分及び各賦課決定処分をそれぞれ「本件各更正処分」及び「本件各賦課決定処分」という。)(甲3)

(8) 被告の主張する税額等の計算根拠は、別紙2「課税の根拠及び計算(類似業種比準方式)」記載のとおりであり(本件会社の株式の類似業種比準方式による評価額は、別表10-1ないし10-3「J株式(原告乙所有分)の評価額の計算明細書」記載のとおりである。)、原告乙の取得する本件会社の株式の評価額以外の点については、争いはない。

4 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

本件の争点は、当初の遺産分割に基づく株式の配分を前提とする相続税の申告がされ、法定申告期限後、課税価格の前提となる株式の評価方法の誤信を原因とする当該遺産分割の錯誤による無効を理由として、株式の配分を変更する新たな遺産分割がされた場合に、当該申告をした者は、課税庁に対し、更正請求期間内に更正の請求をすることにより、当初の遺産分割の無効を主張して新たな遺産分割に基づく株式の配分を前提とする相続税額の減額更正を求めることができるか否かであり、この点に関する当事者の主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 原告らの主張の要旨

ア 更正の請求は、納税者が自らの申告により確定させた税額が過大であることを法定申告期限後に気付いた場合に、納税者の側からその変更・是正を求めることができるとする、納税者の権利を救済することを目的とする制度である。

本件のように錯誤による無効の場合はもちろん、仮に法定申告期限後の全員の合意による解除であるとしても、更正の請求が更正請求期間内に行われており、国税通則法23条1項1号所定の更正の事由に該当する以上、処分行政庁は減額更正を認めるべき法的義務がある。

イ 更正の請求においては、通常の錯誤と課税負担の錯誤を区別することなく、その無効を主張することができ、更正請求期間内であるにもかかわらず、錯誤を主張することができないとは到底考えられない。特に、本件は、法定申告期限の5か月後、更正請求期間内に自発的に誤りに気付いて更正の請求をしている事例であり、原告らは、課税当局から調査を受け、誤りの指摘を受けてから更正の請求をしたものではないのであって、当然に更正が認められるべき事例である。

ウ 本件では、第1次遺産分割が錯誤により無効であることを前提として、更正請求期間内に第2次遺産分割及びこれに基づく株式名簿の名義書換えを経た上で更正の請求をしているので、遺産の未分割の状態で更正の請求をしたものではないから、相続税法55条の適用を受ける事例ではなく、国税通則法23条1項1号に基づく更正の請求が可能である。

エ 処分行政庁から増額更正処分と更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分がされた場合、税額等を争う納税者は、増額更正処分の取消訴訟を提起すれば足りる。増額更正処分の内容は、更正をすべき理由がない旨の通知処分の内容を包摂する関係にあり、更正処分と別個に通知処分を争う利益はない。増額更正処分に対する取消訴訟の中で、通知処分における減額更正をしない旨の判断に存する違法を主張して、申告税額等を下回る額にまで増額更正処分の取消しを求めることができ、更正の請求の理由の有無についても、更正処分の取消訴訟において実質的に審理すべきである。

(2) 被告の主張の要旨

ア 租税法規は、経済活動ないし経済現象を課税の対象としており、それらは第一次的には私法によって規律されていることから、その私法上の法律関係が無効等であれば、その法律関係を前提に行われた申告は、原則として、「課税標準若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」（国税通則法２３条１項１号）に該当すると考えられる。

したがって、遺産分割が一般の要素の錯誤により無効である場合には、そもそも遺産分割がされていない状態にあると解されるので、相続税法５５条により法定相続分等に従って遺産を取得したものとして計算された相続税の税額よりも、「当該申告書の提出により納付すべき税額（中略）が過大であるとき」は、国税通則法２３条１項１号による更正の請求が可能である（なお、その場合の手續につき、後記ウ参照）。

イ しかしながら、通常の錯誤と課税負担の錯誤は同列には論じられない。納税義務者は、納税義務の発生の原因となる私法上の法律行為を行った場合、当該法律行為の際に予定していなかった納税義務が生じたり、当該法律行為の際に予定していたものよりも重い納税義務が生じることが判明した結果、この課税負担の錯誤が当該法律行為の要素の錯誤に当たるとして、当該法律行為が無効であることを、法定申告期限を経過した時点で主張することは許されない。

申告納税方式を採用し、申告義務の違反及び脱税に対しては加算税を課している結果、安易に納税義務の発生の原因となる法律行為の錯誤無効を認めて納税義務を免れさせたのでは、納税者間の公平を害し、租税法律関係を不安定なものとし、ひいては申告納税方式の破壊につながるからである。

そもそも、申告納税制度の下では、自己の課税標準・税額等に関わる事情について最も精通した納税者自身が、自己の責任において、自己の課税標準・税額などについて精査・検討を尽くした上で正確な申告を行い、自己の納税義務を確定させることが期待されている。納税義務の成立から法定申告期限までに相当の期間が設けられているのも、かかる精査・検討を尽くすための時間的余裕を納税者に与える趣旨である。課税庁は、納税者が、ある法律行為が有効であることを前提に申告をした場合、当該法律行為が有効であることを信頼することが合理的であり、法定申告期限後に、課税処分又は修正申告の勧奨を受けるや、にわかに課税庁に対し、納税義務の発生原因となる法律行為に課税負担の錯誤があったとして法律行為の無効を主張することは、課税庁の合理的な期待・信頼を裏切るものである上、納税者自身が前提としていた当該法律行為の有効性を自ら翻すものであり、納税者について法定申告期限までに自己の課税標準や税額等について精査・検討をする機会が保障されていることにかんがみると、租税法上の信義則ないし禁反言の法理に反し、許されないものというべきで

ある。

ウ また、遺産分割が一般の要素の錯誤により無効であり、納税者がこれを主張し得る場合でも、上記アのとおり、その場合にはそもそも遺産分割が行われていない状態にあるものと解されるので、更正の請求をするには、まず、相続税法 55 条の規定による法定相続分等に従った計算に基づき、修正申告、更正又は決定を経ることが必要であり、その上で、新たな遺産分割が行われた場合には、相続税法 32 条 1 号による更正の請求又は同法 31 条 1 項による修正申告をすることになるが、相続税法 55 条の規定による法定相続分等に従った計算による修正申告、更正又は決定を経ていないときは、相続税法 32 条 1 号所定の同法「第 55 条の規定により民法（中略）の規定による相続分（中略）に従って課税価格が計算されていた場合において、その後当該財産の分割が行われ」た場合に該当しないため、相続税法 32 条 1 号に基づく更正を請求することはできない。

なお、国税通則法 23 条 2 項に基づく更正の請求は、いったん適法に成立した課税関係がその後の後発的事情によってその課税の前提となった経済的成果の基因たる私法上の事実関係に変動が生じた場合に、変動後の事実関係に適合せしめるための納税者の救済措置制度であり、遺産分割による錯誤無効は、後発的無効に当たらないので、国税通則法 23 条 2 項及び国税通則法施行令 6 条に掲げる事由に当たらない。

エ なお、増額更正処分と更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分がされた場合、増額更正処分の取消訴訟の中で、通知処分における減額更正をしない旨の判断の違法を主張して、申告税額等を下回る額にまで増額更正処分の取消しを求めることができることは、一般論としては異論はない。しかし、そのことは、更正の請求の理由の有無について、更正処分の取消訴訟において実質的に審理されることと同義ではなく、原告らは、申告税額等を下回る額にまで増額更正処分の取消しを求める方法として、端的に、本件各更正処分によって確定された税額が処分時に客観的に存在した税額を上回るか否かを問題とすべきである。

第 3 当裁判所の判断

1 原告は、第 1 次遺産分割における本件会社の株式の配分につき、課税負担の前提事項（株式の評価方法）の錯誤があり、これが要素の錯誤に当たるとして、当該遺産分割が無効であると主張し、被告は、原告は課税負担の錯誤による法律行為の無効を法定申告期限後に主張することは許されないと主張するので、まず、前提問題として、第 1 次遺産分割の私法上の効力について検討する。

(1) 前記前提事実、証拠（甲 3 ないし 5）及び弁論の全趣旨を総合すると、第 1 次遺産分割及び第 2 次遺産分割の経緯として、前提事実のほか、次の事実が認められる。

ア 相続人らは、第 1 次遺産分割の協議に際し、相続税の負担等について本件税理士に相談しながら、配当還元方式の適用を受けられる方法で本件会社の株式を配分する方法を協議し、事前に、本件税理士から、当該株式の配分につき前提事実(3)アの配分方法によれば配当還元方式の適用を受けられるとの助言を受け、これに従い、当該株式の配分につき当該配分方法を採用した第 1 次遺産分割の合意に至った。

イ 本件税理士は、相続人らに上記助言をするに当たり、事前に、本件会社の株式につき、配当還元方式の適用の可否について丸亀税務署の職員に相談し、一般的な回答として、同方式を適用して差し支えない旨の回答を受け、その旨を相続人らに伝えた（ただし、評価通達の基準を充足する株式の配分をすればその適用を受け得る旨の一般的な回答の範囲を超えて、

具体的に前提事実(3)アの配分方法によってその適用を受けられることまで回答を受けたことを認めるに足りる客観的な証拠はない。)

ウ　ところが、第1次遺産分割に基づく相続税の申告及び法定申告期限後、相続人らは、評価通達に基づく相互保有株式の控除の必要性を看過していたため前提事実(3)アの配分方法では配当還元方式の適用を受けられないことに気付いた。これは、処分行政庁の調査時の指摘、修正申告の勧奨、更正処分等を契機とするものではなく、税務調査の開始等の前に、相続人らが自ら気付いたものであった。

エ　そこで、相続人らは、評価通達に基づく相互保有株式の控除をしても配当還元方式の適用を受けられるように、本件会社の株式の配分の方法を、前提事実(3)アから同(5)アの配分方法に変更し、これを採用した第2次遺産分割の合意に至った(なお、この合意に基づく本件会社の株主名簿の名義書換えも了した。)。相続人らが第2次遺産分割の合意(株主名簿の名義書換えを含む。)及びこれに基づく更正の請求又は修正申告をしたのは、法定申告期限後、更正請求期間内であった。

(2)　そこで、前提事実及び上記(1)の認定事実を踏まえ、本件における課税負担の前提事項の錯誤が要素の錯誤に当たるか否か、その錯誤につき重大な過失があったか否かについて、以下検討する。

ア　前提事実及び上記(1)の認定事実によれば、第1次遺産分割の協議においては、本件会社の株式の評価につき、配当還元方式によるか類似業種比準方式によるかで合計約19億円の相違が生ずることとなることから(別表3、別表3の2参照)、配当還元方式の適用を受けられる株式の配分方法を採用することを分割の方針として明示した上で、その方法について本件税理士に相談し、同税理士から所轄税務署との相談も踏まえた検討結果に基づく助言を受け、その助言に従い、配当還元方式の適用を受けられる株式の配分方法との誤信の下に、第1次遺産分割の合意に至っているものと認められることからすれば、原告乙が遺産分割により取得する株式について、配当還元方式による評価によることが、第1次遺産分割に当たっての重要な動機として明示的に表示され、第1次遺産分割の意思表示の内容となっていたものと認められ、かつ、その評価方法についての動機の錯誤がなかったならば相続人らはその意思表示をしなかったであろうと認められるから、第1次遺産分割のうち株式の配分に係る部分には要素の錯誤があったと認めるのが相当である。

イ　前提事実及び上記(1)の認定事実によれば、相続人らが本件会社の株式の評価方法を誤信したのは、本件税理士が評価通達上控除を要する関連会社の相互保有株式の存否の確認を怠って誤った助言をしたことに起因するものであり、事柄の内容も税務の専門家でない相続人らにとって同税理士の助言の誤りに直ちに気付くのが容易なものとはいえないと認められることからすれば、その誤信について、相続人らに過失があったことは否めないものの、過失の程度は通常要求される義務を著しく欠いているものとまでは認められず、相続人らに重大な過失があったということとはできない。

ウ　したがって、本件における遺産分割の私法上の効力については、第1次遺産分割のうち、本件会社の株式の配分に係る部分は、要素の錯誤により無効であり、その余の部分は有効であって、当該株式の配分に係る部分は、第2次遺産分割により補充されており、これらの遺産分割の効力は相続開始時に遡及して生じている(民法909条)というべきである(本件では、本件会社の株式以外の多数の不動産、他の有価証券、現金・預貯金、動産、貸付金債

権等の相続財産の配分について錯誤はなく、前記認定の事実経過に徴すると、本件株式の配分に係る錯誤はそれ以外の財産の配分に何ら影響を及ぼすものではないと認められる以上、合意の内容としても対象財産の範囲で截然と区別し得る可分なものと評価できるので、当事者の合理的意思解釈及び法律関係の安定性の観点からも、第1次遺産分割のうち、本件会社の株式の配分に係る部分のみが一部無効となるものと解するのが相当である。)

- 2 そこで、第1次遺産分割のうち本件会社の株式の配分に係る部分が課税負担の前提事項の錯誤により無効であることを前提として、第1次遺産分割に基づく相続税の申告をした原告らが、法定申告期限後、更正請求期間内に、処分行政庁に対し、更正の請求において当該遺産分割の一部の無効を主張することの可否について検討する。

- (1) 我が国の租税法制は、相続税に関し、その課税標準等の決定については、最も相続関係の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとする観点から、相続税法において申告納税制度を採用するとともに、相続税額の減額更正については、租税法律関係の早期安定等の観点から、法定申告期限後は法律が特に認めた手続である更正の請求による場合に限るものとし、国税通則法及び相続税法において更正の請求の事由を限定列挙した上でその請求を所定の期間内に限定している。

したがって、納税義務の発生の原因となる遺産分割の効果を前提として相続税の申告がされた後、法定申告期限後に、当該遺産分割の要素の錯誤による無効を主張して相続税額の減額更正をするには、法定の更正の請求の事由のいずれかに該当することを要するところ、例えば分割内容自体の錯誤が要素の錯誤に該当することにより当該遺産分割が無効とされる場合には、課税の根拠となる相続財産の取得を欠くことになるから、国税通則法23条1項1号にいう「当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」との事由に該当することとなり、その結果、「当該申告書の提出により納付すべき税額（中略）が過大であるとき」に該当するときは、同号の規定による更正の請求をすることができるものと解される。

なお、遺産分割による財産の移転を課税の根拠とする場合において、国税通則法23条1項1号にいう「当該計算に誤りがあつたこと」とは、当該遺産分割の効果を前提とした数額の計算に誤りがあることをいうものであるので、遺産分割の錯誤無効の場合はこれには当たらないものと解され、また、国税通則法23条2項3号及び同法施行令6条1項2号の規定による更正の請求は、当該法律行為が有効に成立した後に後発的事由によってその効力の喪失その他の法律関係の変動が生じた場合に、課税の内容をその変動後の法律関係に適合させるための更正の手続であるところ、遺産分割の錯誤無効は、後発的事由ではなく、原始的事由であるから、国税通則法23条2項3号及び同法施行令6条1項2号に掲げる事由には当たらないものと解される。

- (2) これに対し、分割内容自体の錯誤と異なり、課税負担の錯誤に関しては、それが要素の錯誤に該当する場合であっても、我が国の租税法制が、相続税に関し、申告納税制度を採用し、申告義務の懈怠等に対し加算税等の制裁を課していること、相続税の法定申告期限は相続の開始を知った日から原則として10月以内とされており、申告者は、その間に取得財産の価値の軽重と課税負担の軽重等を相応に検討し付度した上で相続税の申告を行い得ること等にかんがみると、法定申告期限を経過した後も、更なる課税負担の軽減のみを目的とする課税負担の錯誤の主張を無制限に認め、当該遺産分割が無効であるとして納税義務を免れさせたのでは、

租税法律関係が不安定となり、納税者間の公平を害し、申告納税制度の趣旨・構造に背馳することとなり、このことは、(a)申告者が、法定申告期限後の課税庁による申告内容の調査時の指摘、修正申告の勧奨、更正処分等を受けた後に自らの申告内容を翻し、更正請求期間内に更正の請求の執を執ることなく、更正処分等の取消訴訟において錯誤無効を主張する場合、(b)新たな遺産分割の合意による分割内容の変更をしていないため、当初の遺産分割の経済的成果が実質的に残存し得る場合、(c)法定申告期限後に更なる課税負担の軽減のみを目的とする錯誤無効の主張を安易に繰り返す場合等には、税法上の信義則の観点からも、看過し難い。したがって、上記の申告納税制度の趣旨・構造及び税法上の信義則に照らすと、申告者は、法定申告期限後は、課税庁に対し、原則として、課税負担又はその前提事項の錯誤を理由として当該遺産分割が無効であることを主張することはできず、例外的にその主張が許されるのは、分割内容自体の錯誤との権衡等にも照らし、①申告者が、更正請求期間内に、かつ、課税庁の調査時の指摘、修正申告の勧奨、更正処分等を受ける前に、自ら誤信に気付いて、更正の請求をし、②更正請求期間内に、新たな遺産分割の合意による分割内容の変更をして、当初の遺産分割の経済的成果を完全に消失させており、かつ、③その分割内容の変更がやむを得ない事情により誤信の内容を是正する一回的なものであると認められる場合のように、更正請求期間内にされた更正の請求においてその主張を認めても上記の弊害が生ずるおそれがなく、申告納税制度の趣旨・構造及び租税法上の信義則に反するとはいえないと認めるべき特段の事情がある場合に限られるものと解するのが相当である（なお、被告の指摘に係る最高裁平成●●年（〇〇）第●●号、同年（〇〇）第●●号同年10月6日第二小法廷決定・未公刊（乙13）、同平成●●年（〇〇）第●●号同10年1月27日第三小法廷決定・税務訴訟資料230号152頁及び同平成●●年（〇〇）第●●号、同（〇〇）第●●号同年4月13日第二小法廷決定・税務訴訟資料250号順号8882頁は、いずれも、申告者が、更正請求期間内（国税通則法23条1項所定の法定申告期限から1年の期間内）に更正の請求の執を執ることなく、上記期間の経過後に課税庁の調査時の指摘、修正申告の勧奨、更正処分等を受けたことを契機として課税負担の誤信に気づき、更正処分等の取消訴訟において課税負担の錯誤による無効を主張した事案について、課税庁に対する当該主張は許されないとした原審の判断を当該事案の事実関係の下において是認したものであり、これらの事案とは異なり、上記の特段の事情がある場合に限りその例外を認めることは、これらの判例に抵触するものではないと解される。）。

なお、前記(1)のとおり、租税法上、法定申告期限後も、更正請求期間内は、法定の更正の請求の執による限り、課税の根拠となった遺産分割の要素の錯誤による無効を理由とする相続税額の減額更正が手続的に許容されていることにかんがみると、法定申告期限までに課税庁に生じた申告内容に対する信頼や租税法律関係の早期確定の要請等を勘案しても、なお、その無効の主張の制限について、更正請求期間内にされた更正の請求における上記の限度での例外を許容し得ないとまでは解し難い。

(3) そこで、原告乙について、上記の特段の事情の有無を検討する。

ア まず、上記(2)①についてみるに、(a)前提事実(4)ア及び(5)イ(ア)のとおり、原告乙は、平成15年6月19日、第1次遺産分割に基づき、相続税の申告をし、その約5か月後の同年11月6日に、株式の分割の錯誤（本件会社の株式の配分数の錯誤）を理由として、更正の請求をしており、更正請求期間内（同年6月24日の法定申告期限から1年以内）に、第1次遺産分割のうち本件会社の株式の配分に係る部分の錯誤による無効を理由として、国税

通則法 23 条 1 項 1 号の規定による更正の請求をしたものと認められ、また、(b)原告乙は、課税庁の調査時の指摘、修正申告の勧奨、更正処分等を受ける前に、いまだ税務調査も始まっていない段階で、相続人らが自ら課税負担の前提事項の錯誤があることに気付いたため、上記更正の請求をしたのであり、更正処分がされたのも、更正の請求の日から約 1 年後の平成 16 年 11 月 19 日であったことが認められるので、本件は上記(2)①に該当するものと認められる。

イ 次に、上記(2)②についてみるに、原告乙が第 1 次遺産分割により取得した経済的成果は、一定数の本件会社の株式の帰属であるが、第 1 次遺産分割のうち本件会社の株式の配分に係る部分が無効であり、更正請求期間内に、原告乙の取得する本件会社の株式数を減ずる内容の第 2 次遺産分割がされたことにより（なお、同期間内に、これに基づく本件会社の株式名簿の名義書換えもされた。）、更正の請求の時点では、その減少分の株式は原告甲及び原告丙に確定的に帰属するに至っており、当該減少分の株式（15 万 4 024 株）につき、第 1 次遺産分割による原告乙の経済的成果は完全に消失しているものと認められるので、本件は上記(2)②に該当するものと認められる。

ウ さらに、上記(2)③についてみるに、前提事実及び上記 1 (1)の認定事実によれば、(a)上記 1 (2)のとおり、本件会社の株式の評価に係る配当還元方式の適用は、その適用の有無により評価額に合計約 19 億円の差異が生ずることから、遺産分割における重要な条件として当初から相続人らの間で明示的に協議されていた事項であり、相続人らが当該株式の評価方法を誤信して第 1 次遺産分割の合意に至ったのは、本件税理士の誤った助言に起因するもので、事柄の内容も税務の専門家でない相続人らにとって同税理士の助言の誤りに直ちに気付くのが容易なものとはいえないものであったこと、(b)遺産分割の協議に際して、相続人らは、第 1 次遺産分割に基づく当初の申告を経て、自らその誤信に気付いた後、速やかに、配当還元方式の適用を受けられる内容に当該株式の配分方法を変更した第 2 次遺産分割の合意に至っていることが認められ、これらの経緯に照らすと、第 1 次遺産分割から第 2 次遺産分割への分割内容の変更は、やむを得ない事情により誤信の内容を是正する一回的なものであったと認められ、本件は上記(2)③に該当するものと認められる。

エ 以上によれば、前記認定の事実関係の下では、本件は上記(2)①ないし③のいずれにも該当し、更正の請求において課税負担の前提事項の錯誤を理由とする遺産分割の無効の主張を認めても上記(2)の弊害が生ずるおそれがなく、申告納税制度の趣旨・構造及び租税法上の信義則に反するとはいえないと認めるべき特段の事情がある場合に該当するものというべきである。

(4)ア したがって、原告乙は、更正請求期間内にした更正の請求において、処分行政庁に対し、第 1 次遺産分割のうち本件会社の株式の配分に係る部分の錯誤による無効を主張することができたものというべきであり、これにより当該株式の配分が無効とされる以上、課税の根拠となる相続財産である当該株式の取得を欠くことになるから、その錯誤による無効は、国税通則法 23 条 1 項 1 号にいう「当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと」との事由に該当するものと解される。

そして、前記 1 (2)ウのとおり、第 1 次遺産分割の一部が要素の錯誤により無効であり、その余の部分は有効であって、更正請求期間内に当該無効の部分が第 2 次遺産分割により補充され、これらの遺産分割の効力は相続開始時に遡及している（民法 909 条）以上、申告

書の記載に係る第1次遺産分割の配分内容に従った計算による税額が、第2次遺産分割（第1次遺産分割のうち有効である部分を含む。）の配分内容に従った計算による税額を上回るときは、国税通則法23条1項1号所定の「当該申告書の提出により納付すべき税額（中略）が過大であるとき」に該当するものとして、その差額の減額更正につき、同号の規定による更正の請求をすることができるものと解するのが相当である。

イ 他方で、遺産分割が要素の錯誤により無効であり、納税者がこれを主張し得る場合について、これをまだ遺産分割がされていない状態と同視し得るとすれば、更正の請求の手続として、まず、相続税法55条の規定による法定相続分等に従った計算に基づき、国税通則法23条1項1号による更正の請求又は修正申告等を経た上で、新たな遺産分割の配分内容に従った計算に基づき、改めて相続税法32条1号による更正の請求をするという手続も考えられ、上記アの手続との関係について検討を要する。

そこで検討するに、相続税法32条各号は、国税通則法23条1項各号及び2項各号所定の一般的な更正の事由に該当しない場合であっても、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者の間の租税負担の公平を図るため、相続税に特有の更正の事由を定めるとともに、国税通則法23条1項及び2項所定の一般的な更正請求期間とは別個に特有の更正請求期間を定めており、このような相続税法32条各号の規定の趣旨・構造等に照らすと、同条各号は、国税通則法の通則規定に対する特則規定として、国税通則法の定める更正の事由に該当する場合のほか、これらに該当しない場合でも、同条各号所定の事由があれば同条所定の期間内に更正の請求ができるとしたものであって、国税通則法の定める更正の事由に該当する場合において、同条各号所定の更正の事由にも該当することがあるとしても、それによって、国税通則法の規定による更正の請求について更なる要件を加重してその請求を制限するものではなく、また、国税通則法の規定による更正の請求を排除するものでもないと解するのが相当である（なお、両者の関係に係る同趣旨の例規として、相続税法基本通達（昭和34年1月28日付け直資10国税庁長官通達）32-2参照）。そして、相続税法55条は、相続により取得した財産に係る相続税について申告書の提出又は更正若しくは決定をする場合において、当該相続により取得した財産の全部又は一部が共同相続人によってまだ分割されておらず、その後に当該財産の分割がされた場合についての二段階の処理方法を定める規定であり、まだ遺産分割がされていない場合を本来の適用対象とするものであって、既にされた遺産分割の全部又は一部が無効で新たな遺産分割がされている場合を同条の適用対象に含めるか否かは個別事案の評価の問題と解されるところ、本件においては、申告書の提出時を基準とすれば、第1次遺産分割の一部無効により相続財産の一部が未分割である状態と同視し得るものの、更正請求期間内に既に第2次遺産分割がされているため、更正の請求に基づく更正時を基準とすれば、相続財産の全部が既に分割されている場合に当たる以上、このような場合の更正の請求において同条に基づく二段階の処理が必須の手続として義務付けられるものとは解されないで、いずれにしても、同条に基づく二段階の方法により相続税法32条1号の規定による更正の請求をすることができることと解し得ることをもって、上記アの直截的な方法により国税通則法23条1項1号の規定による更正の請求をすることが妨げられるものとは解されない。

ウ そうすると、原告乙が更正請求期間内にした国税通則法23条1項1号の規定による更正の請求により、処分行政庁は、第1次遺産分割のうち本件会社の株式の配分に係る部分が

無効であり、当該株式の配分については第2次遺産分割の内容に従って計算がされるべきことを前提として、相続税額の減額更正に応ずべき義務を負うに至ったものと解するのが相当である。

エ なお、更正をすべき理由がない旨の通知処分と同時にされた増額更正処分の内容に更正をすべき理由がないとする趣旨が含まれている場合には、通知処分の取消しを求める利益はなく、更正処分の取消しを求めれば足り、更正処分の取消訴訟において、更正の請求の事由の有無は、処分時における客観的な納付すべき税額の判断の前提となる減額更正の可否に係る手続要件として検討されることとなり、本件訴訟においても、これと同様の観点から検討の対象とされるものである。

- 3 (1) 以上によれば、原告乙の更正の請求は理由があり、同原告の納付すべき税額は、同原告が取得する本件会社の株式について配当還元方式により評価した価額を前提として、減額更正をすべきであったことになるので、同原告を含む原告らの納付すべき税額は、同原告が取得する本件会社の株式につき配当還元方式により評価した価額に基づいて原告らの本件相続に係る課税価格を算出し、これを前提として算定すべきものと認められる。

そうすると、(ア)本件相続により相続人らが取得した有価証券の価額の合計額は、別表3の2「有価証券の明細表」順号⑧の金額欄記載のとおり、4億3135万0641円となり、これを前提とする課税価格の合計額は、別表1の2「課税価格及び納付税額の計算明細表」順号⑪の合計欄記載のとおり、20億0351万5000円となり、相続税の総額は、別表2の2「税額算出表」順号⑥記載のとおり、8億7163万2700円となるものと認められ、その結果、(イ)原告らが納付すべき税額は、別表1の2順号⑫の各原告欄に記載の金額となり、原告F及び原告Gを除く原告らに賦課される過少申告加算税額は、別表11の2「過少申告加算税の明細表」D欄の各原告欄に記載の金額となるものと認められ、(ウ)以上の詳細は、別紙3「課税の根拠及び計算（配当還元方式）」のとおりである。

- (2) したがって、本件各更正処分及び本件各賦課決定のうち、納付すべき税額及び過少申告加算税額につき上記(1)(イ)の各金額を超える部分は、いずれも違法であるといわざるを得ず、その余の点について判断するまでもなく、その限度で取消しを免れない。

- 4 よって、原告らの請求は、上記3(2)の限度で理由があるから認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 岩井 伸晃

裁判官 本間 健裕

裁判官 倉澤 守春

区分		申告	修正申告	更正の請求	更正すべき理由がない旨の通知	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	裁決
		平成15年6月19日	平成15年11月6日	平成15年11月6日		平成16年11月9日	平成17年1月7日	平成17年4月6日	平成17年5月2日	平成18年11月28日
合計	課税価格	1,971,006,000				3,912,673,000		3,881,868,000		3,867,502,000
	納付すべき税額	430,206,000				974,861,600		965,615,600		961,302,800
	過少申告加算税の額	—				77,079,500		75,727,500		75,099,500
甲	課税価格	338,268,000	353,670,000			338,240,000	全部取消し	338,240,000	全部取消し	338,240,000
	納付すべき税額	146,504,000	151,245,900			171,340,900		171,090,100		170,971,600
	過少申告加算税の額	—	—			2,009,000		1,984,000		1,972,000
乙	課税価格	1,003,835,000		973,031,000	理由がない	2,945,585,000	全部取消し (更正の請求のとおり)	2,914,780,000	全部取消し (更正の請求のとおり)	2,900,414,000
	納付すべき税額	7,939,900		0		485,233,900		476,709,800		472,738,100
	過少申告加算税の額	—		—		71,196,500		69,917,500		69,321,500
丙	課税価格	319,538,000	334,940,000			319,510,000	全部取消し	319,510,000	全部取消し	319,510,000
	納付すべき税額	138,393,400	143,237,100			161,853,100		161,616,100		161,504,200
	過少申告加算税の額	—	—			1,861,000		1,837,000		1,826,000
丁	課税価格	271,142,000		271,142,000	理由がない	271,115,000	全部取消し (更正の請求のとおり)	271,115,000	全部取消し (更正の請求のとおり)	271,115,000
	納付すべき税額	117,391,000		113,823,000		135,239,200		135,038,100		134,943,200
	過少申告加算税の額	—		—		1,784,000		1,764,000		1,755,000
戊	課税価格	7,655,000				7,655,000	全部取消し	7,655,000	全部取消し	7,655,000
	納付すべき税額	3,995,500				4,678,600		4,672,000		4,668,800
	過少申告加算税の額	—				68,000		67,000		67,000
B	課税価格	6,254,000				6,254,000	全部取消し	6,254,000	全部取消し	6,254,000
	納付すべき税額	3,278,400				3,822,300		3,816,900		3,814,300
	過少申告加算税の額	—				54,000		53,000		53,000
C	課税価格	6,254,000				6,254,000	全部取消し	6,254,000	全部取消し	6,254,000
	納付すべき税額	3,278,400				3,822,300		3,816,900		3,814,300
	過少申告加算税の額	—				54,000		53,000		53,000
D	課税価格	5,903,000				5,903,000	全部取消し	5,903,000	全部取消し	5,903,000
	納付すべき税額	3,073,500				3,607,800		3,602,700		3,600,300
	過少申告加算税の額	—				53,000		52,000		52,000
F	課税価格	6,254,000		6,254,000		6,254,000	更正の請求 のとおり	6,254,000	更正の請求 のとおり	6,254,000
	納付すべき税額	3,278,400		1,904,600		2,448,500		2,443,100		2,440,500
	過少申告加算税の額	—		—		—		—		—
G	課税価格	5,903,000		5,903,000		5,903,000	更正の請求 のとおり	5,903,000	更正の請求 のとおり	5,903,000
	納付すべき税額	3,073,500		2,280,700		2,815,000		2,809,900		2,807,500
	過少申告加算税の額	—		—		—		—		—

(注) 乙及び丁の「更正すべき理由がない旨の通知」処分に対する異議申立及び審査請求はいずれも棄却されている。

課税の根拠及び計算（類似業種比準方式）

1 本件各更正処分の根拠及び計算

- (1) 課税価格の合計額（別表1「課税価格及び納付税額の計算明細表」（以下「別表1」という。）順号⑪の合計欄の金額）

38億6750万2000円

上記金額は、次のアの金額のうち原告らがそれぞれ相続により取得した財産の価額（別表1順号⑦の各原告の金額。ただし、原告甲、原告乙、原告丙及び原告丁については、各人が負担した次のイの債務等の金額を控除した後のもの）に、次のウの3年以内の贈与加算額を加算し、算出した下記の各原告の課税価額（ただし、国税通則法118条1項の規定により、各原告ごとに課税価格の1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表1順号⑪の各原告欄の金額）の合計額

記

原告甲	3億3824万0000円
原告乙	29億0041万4000円
原告丙	3億1951万0000円
原告丁	2億7111万5000円
原告戊	765万5000円
原告B	625万4000円
原告C	625万4000円
原告D	590万3000円
原告F	625万4000円
原告G	590万3000円

- ア 相続により取得した財産の価額（別表1順号⑦の合計欄の金額）

38億4887万4152円

内訳

- (ア) 土地の価額 1億3232万2951円

内訳 別紙4（原告らの平成15年6月19日付け相続税の申告書（以下「相続税申告書」という。乙1）の第11表）のとおり

- (イ) 家屋、構築物の価額 3775万2716円

内訳 別紙4（相続税申告書の第11表）のとおり

- (ウ) 有価証券の価額 22億9533万9141円

内訳 別表3「有価証券の明細表」（以下「別表3」という。）順号⑧合計欄の金額のとおり

- (エ) 現金、預貯金等の価額 8億7796万7941円

内訳 別紙4（相続税申告書の第11表）のとおり

- (オ) 家庭用財産の価額 100万0000円

内訳 別紙4（相続税申告書の第11表）のとおり

- (カ) その他の財産の価額 5億0449万1403円

別表4「その他の財産の明細表」（以下「別表4」という。）順号⑦の合計欄の金額のとおり

なお、別表4順号⑤「貸付金」は、本件各更正処分において、原告丙が被相続人から借り入れた資金を原資として、原告甲が代表取締役社長を務める有限会社Nに貸し付けた金員であり、

また、別表4順号⑥「未収入金」は、本件相続開始時における被相続人の身体障害者医療及び身体障害者年金に係る未収入金5万7800円並びに社会保険事務所からの未収入金98万円の合計額であって、いずれも、本件相続に係る相続税の課税価格の計算上、相続財産の総額に加算すべき金額である。

イ 債務及び葬式費用の金額（別表5「債務及び葬式費用の明細表」（以下「別表5」という。）順号⑤の合計欄の金額）

2588万4689円

内訳 別表5のとおり

なお、別表5順号④「未納市民税」は、被相続人に係る県民税及び市民税の未納額であり、本件相続人らの課税価格の計算上、それぞれ法定相続分を負担するものとして控除した。

ウ 3年以内の贈与加算額（別表6「3年以内の贈与加算額の明細表」（以下「別表6」という。）順号⑧の合計欄の金額）

4452万0345円

内訳 別表6のとおり

(2) 納付すべき税額

本件相続に係る相続税の納付すべき相続額は、相続税法15条ないし17条の各規定に基づき、次のとおり算定した。

ア 課税遺産総額（別表2「税額算出表」（以下「別表2」という。）順号③の金額）

37億7750万2000円

上記金額は、上記(1)の課税価格の合計額の金額から、相続税法15条の規定により、5000万円と、1000万円に本件相続に係る相続人の数である4を乗じた金額4000万円との合計額9000万円を控除した後の金額である。

イ 法定相続分に応ずる取得価額（別表2順号⑤「法定相続分に応ずる取得価額」欄の各金額）

(ア) 原告乙（法定相続分2分の1） 18億8875万1000円

(イ) 原告甲（法定相続分6分の1） 6億2958万3000円

(ウ) 原告丙（法定相続分6分の1） 6億2958万3000円

(エ) 原告丁（法定相続分6分の1） 6億2958万3000円

ウ 相続税の総額（別表1順号⑫の合計欄及び別表2順号⑥「相続税の総額」欄の金額）

19億6570万0000円

エ 相続税法18条の規定による加算額（別表1順号⑮の各原告欄の金額）

(ア) 原告戊 77万8147円

(イ) 原告B 63万5732円

(ウ) 原告C 63万5732円

(エ) 原告D 60万0052円

(オ) 原告F 63万5732円

(カ) 原告G 60万0052円

オ 贈与税額控除額（別表1順号⑯及び別表7「贈与税額控除の明細表」（以下「別表7」という。）順号⑦の各原告欄の金額）

(ア) 原告乙 1058万3500円

(イ) 原告丁 209万8700円

(ウ) 原告F	1 3 7 万 3 8 0 0 円
(エ) 原告G	7 9 万 2 8 0 0 円

内訳 別表7のとおり

カ 配偶者の税額軽減額（別表1 順号⑰の原告乙欄及び別表8「配偶者の税額軽減の計算」（以下「別表8」という。）順号⑩の金額）

9 億 8 2 8 5 万 0 0 0 0 円

その計算過程は、別表8のとおり

キ 相次相続控除額（別表1 順号⑱及び別表9「相次相続控除の計算」（以下「別表9」という。）順号⑪ないし⑭「各相続人の相次相続控除額」欄の金額）

(ア) 原告甲	9 4 万 2 4 9 9 円
(イ) 原告乙	7 9 9 万 5 3 9 0 円
(ウ) 原告丙	8 9 万 0 1 6 9 円
(エ) 原告丁	7 5 万 5 2 3 5 円

その計算過程は、別表9のとおり

ク 原告らの納付すべき税額（別表1 順号⑳の各原告欄の金額）

(ア) 原告甲	1 億 7 0 9 7 万 1 6 0 0 円
(イ) 原告乙	4 億 7 2 7 3 万 8 1 0 0 円
(ウ) 原告丙	1 億 6 1 5 0 万 4 2 0 0 円
(エ) 原告丁	1 億 3 4 9 4 万 3 2 0 0 円
(オ) 原告戊	4 6 6 万 8 8 0 0 円
(カ) 原告B	3 8 1 万 4 3 0 0 円
(キ) 原告C	3 8 1 万 4 3 0 0 円
(ク) 原告D	3 6 0 万 0 3 0 0 円
(ケ) 原告F	2 4 4 万 0 5 0 0 円
(コ) 原告G	2 8 0 万 7 5 0 0 円

2 本件各賦課決定処分の根拠及び計算

各原告に課される過少申告加算税の額は、次の(1)ないし(8)のとおりであり、その計算過程は、別表1 1「過少申告加算税の明細表」D欄の各原告欄に記載したとおりである。

(1) 原告甲	1 9 7 万 2 0 0 0 円
(2) 原告乙	6 9 3 2 万 1 5 0 0 円
(3) 原告丙	1 8 2 万 6 0 0 0 円
(4) 原告丁	1 7 5 万 5 0 0 0 円
(5) 原告戊	6 万 7 0 0 0 円
(6) 原告B	5 万 3 0 0 0 円
(7) 原告C	5 万 3 0 0 0 円
(8) 原告D	5 万 2 0 0 0 円

課税の根拠及び計算（配当還元方式）

1 本件各更正処分の根拠及び計算

- (1) 課税価格の合計額（別表1の2「課税価格及び納付税額の計算明細表」（以下「別表1の2」という。）順号⑪の合計欄の金額）

20億0351万5000円

上記金額は、次のアの金額のうち原告らがそれぞれ相続により取得した財産の価額（別表1の2順号⑦の各原告の金額。ただし、原告甲、原告乙、原告丙及び原告丁については、各人が負担した次のイの債務等の金額を控除した後のもの）に、次のウの3年以内の贈与加算額を加算し、算出した下記の各原告の課税価額（ただし、国税通則法118条1項の規定により、各原告ごとに課税価格の1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表1の2順号⑪の各原告欄の金額）の合計額

記

原告甲	3億5364万3000円
原告乙	10億0562万1000円
原告丙	3億3491万3000円
原告丁	2億7111万5000円
原告戊	765万5000円
原告B	625万4000円
原告C	625万4000円
原告D	590万3000円
原告F	625万4000円
原告G	590万3000円

ア 相続により取得した財産の価額（別表1の2順号⑦の合計欄の金額）

19億8488万5652円

内訳

(ア) 土地の価額 1億3232万2951円

内訳 別紙4（原告らの平成15年6月19日付け相続税の申告書（相続税申告書。乙1）の第11表）のとおり

(イ) 家屋、構築物の価額 3775万2716円

内訳 別紙4（相続税申告書の第11表）のとおり

(ウ) 有価証券の価額 4億3135万0641円

内訳 別表3の2「有価証券の明細表」（以下「別表3の2」という。）順号⑧合計欄の金額のとおり

(エ) 現金、預貯金等の価額 8億7796万7941円

内訳 別紙4（相続税申告書の第11表）のとおり

(オ) 家庭用財産の価額 100万0000円

内訳 別紙4（相続税申告書の第11表）のとおり

(カ) その他の財産の価額 5億0449万1403円

別表4「その他の財産の明細表」（別表4）順号⑦の合計欄の金額のとおり

なお、別表4順号⑤「貸付金」は、本件各更正処分において、原告丙が被相続人から借り入

れた資金を原資として、原告甲が代表取締役社長を務める有限会社Nに貸し付けた金員であり、また、別表4順号⑥「未収入金」は、本件相続開始時における被相続人の身体障害者医療及び身体障害者年金に係る未収入金5万7800円並びに社会保険事務所からの未収入金98万円の合計額であって、いずれも、本件相続に係る相続税の課税価格の計算上、相続財産の総額に加算すべき金額である。

イ 債務及び葬式費用の金額（別表5「債務及び葬式費用の明細表」（別表5）順号⑤の合計欄の金額）

2588万4689円

内訳 別表5のとおり

なお、別表5順号④「未納市民税」は、被相続人に係る県民税及び市民税の未納額であり、本件相続人らの課税価格の計算上、それぞれ法定相続分を負担するものとして控除した。

ウ 3年以内の贈与加算額（別表6「3年以内の贈与加算額の明細表」（別表6）順号⑧の合計欄の金額）

4452万0345円

内訳 別表6のとおり

(2) 納付すべき税額

本件相続に係る相続税の納付すべき相続額は、相続税法15条ないし17条の各規定に基づき、次のとおり算定した。

ア 課税遺産総額（別表2の2「税額算出表」（以下「別表2の2」という。）順号③の金額）

19億1351万5000円

上記金額は、上記(1)の課税価格の合計額の金額から、相続税法15条の規定により、5000万円と、1000万円に本件相続に係る相続人の数である4を乗じた金額4000万円との合計額9000万円を控除した後の金額である。

イ 法定相続分に応ずる取得価額（別表2の2順号⑤「法定相続分に応ずる取得価額」欄の各金額）

(ア) 原告乙（法定相続分2分の1） 9億5675万7000円

(イ) 原告甲（法定相続分6分の1） 3億1891万9000円

(ウ) 原告丙（法定相続分6分の1） 3億1891万9000円

(エ) 原告丁（法定相続分6分の1） 3億1891万9000円

ウ 相続税の総額（別表1の2順号⑫の合計欄及び別表2の2順号⑥「相続税の総額」欄の金額）

8億7163万2700円

エ 相続税法18条の規定による加算額（別表1の2順号⑬の各原告欄の金額）

(ア) 原告戊 66万6064円

(イ) 原告B 54万4162円

(ウ) 原告C 54万4162円

(エ) 原告D 51万3622円

(オ) 原告F 54万4162円

(カ) 原告G 51万3622円

オ 贈与税額控除額（別表1の2順号⑯及び別表7「贈与税額控除の明細表」（別表7）順号⑦の各原告欄の金額）

(ア) 原告乙 1058万3500円

(イ) 原告丁	209万8700円
(ウ) 原告F	137万3800円
(エ) 原告G	79万2800円

内訳 別表7のとおり

カ 配偶者の税額軽減額（別表1の2順号⑰の原告乙欄及び別表8の2「配偶者の税額軽減の計算」（以下「別表8の2」という。）順号⑩の金額）

4億2691万3672円

その計算過程は、別表8の2のとおり

キ 相次相続控除額（別表1の2順号⑱及び別表9の2「相次相続控除の計算」（以下「別表9の2」という。）順号⑪ないし⑭「各相続人の相次相続控除額」欄の金額）

(ア) 原告甲	192万3267円
(イ) 原告乙	527万1933円
(ウ) 原告丙	182万1145円
(エ) 原告丁	147万3842円

その計算過程は、別表9の2のとおり

ク 原告らの納付すべき税額（別表1の2順号㉔の各原告欄の金額）

(ア) 原告甲	1億5192万9700円
(イ) 原告乙	0円
(ウ) 原告丙	1億4388万3300円
(エ) 原告丁	1億1437万6500円
(オ) 原告戊	399万6300円
(カ) 原告B	326万4900円
(キ) 原告C	326万4900円
(ク) 原告D	308万1700円
(ケ) 原告F	189万1100円
(コ) 原告G	228万8900円

2 本件各賦課決定処分の根拠及び計算

各原告に課される過少申告加算税の額は、次の(1)ないし(8)のとおりであり、その計算過程は、別表11の2「過少申告加算税の明細表」D欄の各原告欄に記載したとおりである。

(1) 原告甲	6万8000円
(2) 原告乙	0円
(3) 原告丙	6万4000円
(4) 原告丁	0円
(5) 原告戊	0円
(6) 原告B	0円
(7) 原告C	0円
(8) 原告D	0円

(別紙4)

相続税がかかる財産の明細書

被相続人

I

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区 分	① 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割			
		分 割 の 日	15 ・ 6 ・ 17	・ ・				
財 産 の 明 細							分割が確定した財産	
種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所 在 場 所 等	数 量 固定資産税評価額	単 価 倍 数	価 額	取得した人の氏名 取 得 財 産 の 価 額	
土 地	宅地	自用地		359.65㎡	105,984	円	甲	
				32,617,000		38,117,145	38,117,145	
土 地	宅地	自用地	丸亀市	525.85㎡	117,197		乙	
				11表の付表1のとおり		39,126,219	39,126,219	
土 地	宅地	貸地		218.66㎡			甲	
				11,793,800		15,675,078	15,675,078	
土 地	宅地	貸地 公衆用道路		101㎡			甲	
						0	0	
土 地	宅地	自用地		330.57㎡	32,000		丙	
				8,455,319		10,578,240	10,578,240	
土 地	宅地	自用地		206.62㎡	100,000		丙	
				18,409,842		20,662,000	20,662,000	
	小計					(124,158,682)		
土 地	その他の土地	借地権		1,209.21㎡			丁	
						8,164,269	8,164,269	
	小計					(8,164,269)		
計								
						< 132,322,951>		
家屋・ 構築物	家屋	自用 専用住宅番 号家屋		427.03㎡			乙	
				28,114,237		28,114,237	28,114,237	
家屋・ 構築物	家屋	自家用屋 家屋番号		122.79㎡			甲	
				1,723,510		1,723,510	1,723,510	
家屋・ 構築物	家屋	自用 家屋番号		116.49㎡			丙	
				617,487		617,487	617,487	
家屋・ 構築物	家屋	自用 家屋番号		44.89㎡			丙	
				475,182		475,182	475,182	
家屋・ 構築物	家屋	貸家 家屋番号		54.95㎡			丁	
				4,722,300		4,722,300	4,722,300	
	小計					(35,652,716)		
家屋・ 構築物	構築物	庭 門扉等		1 式			乙	
						2,100,000	2,100,000	
	小計					(2,100,000)		
計								
						< 37,752,716>		
有 価 証 券	同族会社の株式 ・配当還元方式	J (株)		718,300株	200		乙	
						143,660,000	143,660,000	
合 計 表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)	乙	甲	丙	丁	戊
	分割財産の価額	①	円 1,978,847,852	円 1,016,780,528	円 337,666,229	円 318,636,369	円 270,740,823	円 7,004,788
	未分割財産の価額	②	0	0	0	0	0	0
	各人の取得財産の価額 (①+②)	③	1,978,847,852	1,016,780,528	337,666,229	318,636,369	270,740,823	7,004,788
(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に移記します。								

第11表 (平成十四年分以降用)

相続税がかかる財産の明細書

被相続人

I

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割			
		分割の日	・	・				
財産の明細								
種類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所 在 場 所 等	数 量	単 価	価 額	分割が確定した財産	
				固定資産税評価額	倍 数		取得した人の氏名 取得財産の価額	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	J (株)		350,000株	200	円	甲	
						70,000,000	70,000,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	J (株)		350,000株	200		丙	
						70,000,000	70,000,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	J (株)		135,724株	200		丁	
						27,144,800	27,144,800	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	O (株)		1,400株	1,250		乙	
						1,750,000	1,750,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	O (株)		3,000株	1,250		甲	
						3,750,000	3,750,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	O (株)		5,200株	1,250		丙	
						6,500,000	6,500,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	P (株)		5,400株	250		甲	
						1,350,000	1,350,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	P (株)		5,400株	250		丙	
						1,350,000	1,350,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	Q (株)		4,500株	50		甲	
						225,000	225,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	Q (株)		4,500株	50		丙	
						225,000	225,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	R (株)		500株	250		乙	
						125,000	125,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	R (株)		500株	250		甲	
						125,000	125,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	R (株)		500株	250		丙	
						125,000	125,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	R (株)		2,500株	250		丁	
						625,000	625,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	K (株)		15株	5,000		甲	
						75,000	75,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	K (株)		15株	5,000		丙	
						75,000	75,000	
有価証券	同族会社の株式・配当還元方式	S (株)		25,000株	50		丙	
						1,250,000	1,250,000	
	小計					(328,354,800)		
有価証券	その他の株式・配当還元方式	T		3,000株	289		乙	
						867,000	867,000	
	小計					(867,000)		
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)	B	C	D	F	G
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
				5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
	未分割財産の価額	②		0	0	0	0	0
	各人の取得財産の価額 (①+②)	③		5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に移記します。								

相続税がかかる財産の明細書

被相続人

I

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割		
		分割の日	・	・			
財産の明細							
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産
				固定資産税評価額	倍		取得した人の氏名 取得財産の価額
有価証券	国債	利付国債10年				円	丁
						20,484,000	20,484,000
有価証券	国債	利付国債5年					丁
						30,603,000	30,603,000
有価証券	国債	利付国債5年					丁
						23,462,300	23,462,300
有価証券	国債	利付国債5年					丁
						3,577,000	3,577,000
	小計					(78,126,300)	
有価証券	貸付信託	貸付信託		1口			乙
						3,188,400	3,188,400
有価証券	証券投資信託	中期国債ファンド		1口			乙
						20,814,141	20,814,141
	小計					(24,002,541)	
計						< 431,350,641>	
現金預貯金等	現金	現金					乙
						17,000,000	17,000,000
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						344,668	344,668
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						10,000,844	10,000,844
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						1,001,711	1,001,711
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						1,000	1,000
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						94,194	94,194
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						1,000	1,000
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						478,682	478,682
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			乙
						163,611	163,611
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						9,565	9,565
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			乙
						67	67

合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②						
	各人の取得財産の価額 (①+②)	③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に移記します。

相続税がかかる財産の明細書

被相続人

I

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割		
		分割の日	・	・			
財産の明細							
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産
				固定資産税評価額	倍		取得した人の氏名 取得財産の価額
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口		円	丁
						2,501,509	2,501,509
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			乙
						10,000	10,000
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						1,367,374	1,367,374
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			乙
						618	618
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			乙
						8,507	8,507
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						433,537	433,537
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						1,315,150	1,315,150
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丁
						958,907	958,907
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			乙
						36,750	36,750
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			乙
						23,843	23,843
現金預貯金等	預貯金	貯蓄預金		1口			乙
						109	109
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						10,000,273	10,000,273
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						5,043,315	5,043,315
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						463,311	463,311
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,214,328	1,214,328
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						14,209,090	14,209,090
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,204,602	1,204,602
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						14,244,032	14,244,032
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						10,160,393	10,160,393
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						600,785	600,785
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)				
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②					
	各人の取得財産の価額 (①+②)	③					
(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に移記します。							

相続税がかかる財産の明細書

被相続人

I

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割		
		分割の日	・	・			
財産の明細							
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産
				固定資産税評価額	倍		取得した人の氏名 取得財産の価額
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口		円	甲
						5,731,029	5,731,029
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						10,001,479	10,001,479
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						30,111,216	30,111,216
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						10,001,479	10,001,479
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						10,029,978	10,029,978
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						21,784,900	21,784,900
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						30,672,558	30,672,558
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						66,040,100	66,040,100
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						141,315,286	141,315,286
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						3,012,873	3,012,873
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						995,766	995,766
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						5,358,668	5,358,668
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,901,168	1,901,168
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						32,825,822	32,825,822
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						28,913,821	28,913,821
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						39,602,493	39,602,493
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						10,017,267	10,017,267
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						30,711,967	30,711,967
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						54,022,965	54,022,965
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						21,172,993	21,172,993
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)				
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②					
	各人の取得財産の価額 (①+②)	③					
(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に移記します。							

相続税がかかる財産の明細書

被相続人

I

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分		1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割	
		分割の日		・	・		
財産の明細							
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産
				固定資産税評価額	倍		取得した人の氏名 取得財産の価額
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口		円	乙
						1,500,704	1,500,704
現金預貯金等	預貯金	定期預金					甲
						20,000,000	20,000,000
現金預貯金等	預貯金	定期預金					丁
						10,006,339	10,006,339
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						872,052	872,052
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						3,244,036	3,244,036
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						891,550	891,550
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						891,550	891,550
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						15,000,024	15,000,024
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						15,000,024	15,000,024
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						20,004,404	20,004,404
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						14,222,978	14,222,978
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						15,032,381	15,032,381
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,932,273	1,932,273
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						5,197,211	5,197,211
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,697,181	1,697,181
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						2,094,692	2,094,692
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丁
						20,003,168	20,003,168
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,795,284	1,795,284
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,700,268	1,700,268
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						24,352,950	24,352,950

合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②						
	各人の取得財産の価額 (①+②)	③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に移記します。

相続税がかかる財産の明細書

被相続人

I

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割		
		分割の日	・	・			
財産の明細							
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産
				固定資産税評価額	倍		取得した人の氏名 取得財産の価額
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口		円	丙
						10,597,925	10,597,925
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			甲
						14,305,850	14,305,850
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,455,406	1,455,406
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						2,005,068	2,005,068
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						1,007,439	1,007,439
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						2,503,397	2,503,397
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						960,082	960,082
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						7,623,704	7,623,704
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						3,707,788	3,707,788
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			丙
						924,329	924,329
現金預貯金等	預貯金	定期預金		1口			乙
						10,000,000	10,000,000
現金預貯金等	預貯金	普通預金		1口			丙
						322,281	322,281
計						< 877,967,941 >	
家庭用財産	家庭用財産	家具等一式 応接 セット外		1式			乙
						1,000,000	1,000,000
計						< 1,000,000 >	
その他の財産	生命保険金等						戊
						7,004,788	7,004,788
その他の財産	生命保険金等						B
						5,603,823	5,603,823
その他の財産	生命保険金等						C
						5,603,823	5,603,823
その他の財産	生命保険金等						D
						5,603,823	5,603,823
その他の財産	生命保険金等						F
						5,603,823	5,603,823
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)				
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②					
	各人の取得財産の価額 (①+②)	③					
(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に移記します。							
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に移記します。							

被相続人	I
------	---

第11表
(平成十四年分以降用)

(平成十四年分以降用)

小規模宅地等に係る課税価格の計算明細書

被相続人

I

私（私たち）は、下記の「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等に該当することを確認の上、その選択した宅地等についてその取得者が、同項の特例の適用を受けることに同意します。	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象となり得る財産及び特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の対象となり得る財産を取得したすべての人の氏名				
	乙				

1 小規模宅地等の明細

選択した小規模宅地	宅地等の番号	所在地番	① 面積	② 宅地等の価額	③ 特例の適用を受ける取得者の氏名	④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥ 宅地等について課税価格に算入する価額（②－⑤）
	2	丸亀市	m ² 525.85	円 61,628,042	乙	m ² 240.00	円 22,501,823	円 39,126,219

- （注） 1 「⑤課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記3の⑬、⑭、⑯の面積の合計〕」、「〔下記3の⑰の面積の合計〕」、「〔下記3の⑱、⑲の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各空欄を記入することにより判定します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{下記3の⑬、⑭、} \\ \text{⑯の面積の合計} \end{array} \right] \text{ m}^2 + \left[\begin{array}{c} \text{下 記 3 の ⑰} \\ \text{の 面 積 の 合 計} \end{array} \right] \times \frac{5}{3} + \left[\begin{array}{c} \text{下記3の⑱、⑲、} \\ \text{⑳の面積の合計} \end{array} \right] \text{ m}^2 \times 2 = \left[\begin{array}{c} \text{合 計} \\ \text{400.00 m}^2 \end{array} \right] \leq 400 \text{ m}^2$$

3 「⑤課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記2の限度面積要件を満たすものに限りします。）についての「⑤課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

（上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦ 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧ その宅地等における相続開始直前の事業	⑨ 小規模宅地等の面積	⑩ 小規模宅地等の価額 〔②× $\frac{⑨}{①}$ 〕	⑪ 割合	⑫ 小規模宅地等について減額される金額 （⑩×⑪）
事業被相続人等の事業用宅地等	⑬特定事業用宅地等				m ²	円	$\frac{80}{100}$	円
	⑭特定同族会社事業用宅地等						$\frac{50}{100}$	
	⑮上記以外						$\frac{50}{100}$	
居住被相続人等の居住用宅地等	⑯特定居住用宅地等	2	乙		240.00	28,127,279	$\frac{80}{100}$	22,501,823
	⑰上記以外						$\frac{50}{100}$	
国営事業用地等	⑱国営事業用地等						$\frac{80}{100}$	
	⑲上記以外						$\frac{50}{100}$	

- （注） 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」又は「国営事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。
2 ⑧欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

（税務署
整理欄）

年 分

名 簿
番 号

別表 1 課税価格及び納付税額の計算明細表

(単位：円)

順号	区分 財産の内訳	合計	原告甲	原告乙	原告丙	原告丁	原告戊	原告B	原告C	原告D	原告F	原告G
①	土地	132,322,951	53,792,223	39,126,219	31,240,240	8,164,269						
②	家屋・構築物	37,752,716	1,723,510	30,214,237	1,092,669	4,722,300						
③	有価証券(別表3)	2,295,339,141	75,525,000	2,034,393,041	79,525,000	105,896,100						
④	現金・預貯金等	877,967,941	206,625,496	313,940,831	206,778,460	150,623,154						
⑤	家庭用財産	1,000,000		1,000,000								
⑥	その他の財産(別表4)	504,491,403	2,012,600	462,094,700	2,012,600	3,347,600	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
⑦	合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	3,848,874,152	339,678,829	2,880,769,028	320,648,969	272,753,423	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
⑧	債務及び葬式費用(別表5)	25,884,689	2,340,000	19,064,689	2,040,000	2,440,000						
⑨	差引純資産額(⑦-⑧)	3,822,989,463	337,338,829	2,861,704,339	318,608,969	270,313,423	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
⑩	3年以内の贈与加算額(別表6)	44,520,345	902,000	38,710,345	902,000	802,000	651,000	651,000	651,000	300,000	651,000	300,000
⑪	課税価格(⑨+⑩(注1))	3,867,502,000	338,240,000	2,900,414,000	319,510,000	271,115,000	7,655,000	6,254,000	6,254,000	5,903,000	6,254,000	5,903,000
⑫	相続税の総額(別表2⑥の金額)	1,965,700,000										
⑬	あん分割合	1	$\frac{338,240}{3,867,502}$	$\frac{2,900,414}{3,867,502}$	$\frac{319,510}{3,867,502}$	$\frac{271,115}{3,867,502}$	$\frac{7,655}{3,867,502}$	$\frac{6,254}{3,867,502}$	$\frac{6,254}{3,867,502}$	$\frac{5,903}{3,867,502}$	$\frac{6,254}{3,867,502}$	$\frac{5,903}{3,867,502}$
⑭	各人の相続税額(⑫×⑬)		171,914,162	1,474,166,994	162,394,436	137,797,150	3,890,737	3,178,663	3,178,663	3,000,264	3,178,663	3,000,264
⑮	法18条の規定による加算額(注2)						778,147	635,732	635,732	600,052	635,732	600,052
⑯	税額控除	贈与税額控除(別表7)		10,583,500		2,098,700					1,373,800	792,800
⑰		配偶者の税額軽減(別表8)		982,850,000								
⑱		相次相続控除額(別表9)	942,499	7,995,390	890,169	755,235						
⑲		小計(⑯+⑰+⑱)	942,499	1,001,428,890	890,169	2,853,935	0	0	0	0	1,373,800	792,800
⑳	納付すべき税額(⑭+⑮-⑲(注3))	961,302,800	170,971,600	472,738,100	161,504,200	134,943,200	4,668,800	3,814,300	3,814,300	3,600,300	2,440,500	2,807,500

(注 1) 課税価格は、通則法118条 1 項の規定により、課税価格の1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注 2) 当該金額は、相続税法18条の規定により、一親等の血族（その代襲相続人を含む）及び配偶者以外の者の相続税額（⑭）に、その100分の20に相当する金額を加算するものである。

(注 3) 納付すべき税額は、通則法119条 1 項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表１の２ 課税価格及び納付税額の計算明細表

(単位：円)

順号	区分 財産の内訳	合計	原告甲	原告乙	原告丙	原告丁	原告戊	原告B	原告C	原告D	原告F	原告G
①	土地	132,322,951	53,792,223	39,126,219	31,240,240	8,164,269						
②	家屋・構築物	37,752,716	1,723,510	30,214,237	1,092,669	4,722,300						
③	有価証券(別表3の2)	431,350,641	90,927,400	139,599,741	94,927,400	105,896,100						
④	現金・預貯金等	877,967,941	206,625,496	313,940,831	206,778,460	150,623,154						
⑤	家庭用財産	1,000,000		1,000,000								
⑥	その他の財産(別表4)	504,491,403	2,012,600	462,094,700	2,012,600	3,347,600	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
⑦	合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	1,984,885,652	355,081,229	985,975,728	336,051,369	272,753,423	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
⑧	債務及び葬式費用(別表5)	25,884,689	2,340,000	19,064,689	2,040,000	2,440,000						
⑨	差引純資産額(⑦-⑧)	1,959,000,963	352,741,229	966,911,039	334,011,369	270,313,423	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
⑩	3年以内の贈与加算額(別表6)	44,520,345	902,000	38,710,345	902,000	802,000	651,000	651,000	651,000	300,000	651,000	300,000
⑪	課税価格(⑨+⑩(注1))	2,003,515,000	353,643,000	1,005,621,000	334,913,000	271,115,000	7,655,000	6,254,000	6,254,000	5,903,000	6,254,000	5,903,000
⑫	相続税の総額(別表2の2⑥の金額)	871,632,700										
⑬	あん分割合	1	$\frac{353,643}{2,003,515}$	$\frac{1,005,621}{2,003,515}$	$\frac{334,913}{2,003,515}$	$\frac{271,115}{2,003,515}$	$\frac{7,655}{2,003,515}$	$\frac{6,254}{2,003,515}$	$\frac{6,254}{2,003,515}$	$\frac{5,903}{2,003,515}$	$\frac{6,254}{2,003,515}$	$\frac{5,903}{2,003,515}$
⑭	各人の相続税額(⑫×⑬)		153,853,004	437,497,172	145,704,485	117,949,054	3,330,321	2,720,813	2,720,813	2,568,110	2,720,813	2,568,110
⑮	法18条の規定による加算額(注2)						666,064	544,162	544,162	513,622	544,162	513,622
⑯	税額控除	贈与税額控除(別表7)		10,583,500		2,098,700					1,373,800	792,800
⑰		配偶者の税額軽減(別表8の2)		426,913,672								
⑱		相次相続控除額(別表9の2)		1,923,267	5,271,933	1,821,145	1,473,842					
⑲		小計(⑯+⑰+⑱)		1,923,267	442,769,105	1,821,145	3,572,542	0	0	0	1,373,800	792,800
⑳	納付すべき税額(⑭+⑮-⑲(注3))	427,977,300	151,929,700	0	143,883,300	114,376,500	3,996,300	3,264,900	3,264,900	3,081,700	1,891,100	2,288,900

(注1) 課税価格は、通則法118条1項の規定により、課税価格の1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) 当該金額は、相続税法18条の規定により、一親等の血族（その代襲相続人を含む）及び配偶者以外の者の相続税額（⑭）に、その100分の20に相当する金額を加算するものである。

(注3) 納付すべき税額は、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 2 税額算出表

(単位：円)

順号	区分			
①	課税価格（別表 1 ㉪の金額）			3,867,502,000
②	遺産に係る基礎控除額（5 千万＋1 千万×4 人）			90,000,000
③	課税遺産総額（①－②）			3,777,502,000
④	相続税の総額の基となる税額の計算			
⑤	法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得価額 （③×法定相続分）	相続税の総額の 基となる税額
	原告乙	2 分の 1	1,888,751,000	1,058,050,600
	原告甲	6 分の 1	629,583,000	302,549,800
	原告丙	6 分の 1	629,583,000	302,549,800
	原告丁	6 分の 1	629,583,000	302,549,800
⑥	相続税の総額			1,965,700,000

別表 2 の 2 税額算出表

(単位：円)

順号	区分			
①	課税価格（別表 1 の 2 ⑪の金額）			2, 003, 515, 000
②	遺産に係る基礎控除額（5 千万＋1 千万×4 人）			90, 000, 000
③	課税遺産総額（①－②）			1, 913, 515, 000
④	相続税の総額の基となる税額の計算			
⑤	法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得価格 額（③×法定相続分）	相続税の総額の 基となる税額
	原告乙	2 分の 1	956, 757, 000	498, 854, 200
	原告甲	6 分の 1	318, 919, 000	124, 259, 500
	原告丙	6 分の 1	318, 919, 000	124, 259, 500
	原告丁	6 分の 1	318, 919, 000	124, 259, 500
⑥	相続税の総額			871, 632, 700

別表 3 有価証券の明細表

(単位：円)

順号	種類	備考	金額	原告甲取得分	原告乙取得分	原告丙取得分	原告丁取得分
①	株式	J（申告額）	310,804,800	70,000,000	143,660,000	70,000,000	27,144,800
			1株の評価額	200	200	200	200
			株式数	350,000	718,300	350,000	135,724
②	株式	1以外の同族会社株式	17,550,000	5,525,000	1,875,000	9,525,000	625,000
③	株式	上場株式	867,000		867,000		
④	国債	利付国債	78,126,300				78,126,300
⑤	信託	貸付信託、証券投資信託	24,002,541		24,002,541		
⑥	合計（当初申告書記載額）		431,350,641	75,525,000	170,404,541	79,525,000	105,896,100
⑦	株式	J（更正による評価額）	2,174,793,300	70,000,000	2,007,648,500	70,000,000	27,144,800
			1株の評価額	200	2,795	200	200
			株式数	350,000	718,300	350,000	135,724
⑧	合計		2,295,339,141	75,525,000	2,034,393,041	79,525,000	105,896,100

別表 3 の 2 有価証券の明細表

(単位：円)

順号	種類	備考	金額	原告甲取得分	原告乙取得分	原告丙取得分	原告丁取得分
①	株式	J（申告額）	310,804,800	70,000,000	143,660,000	70,000,000	27,144,800
			1株の評価額	200	200	200	200
			株式数	350,000	718,300	350,000	135,724
②	株式	1以外の同族会社株式	17,550,000	5,525,000	1,875,000	9,525,000	625,000
③	株式	上場株式	867,000		867,000		
④	国債	利付国債	78,126,300				78,126,300
⑤	信託	貸付信託、証券投資信託	24,002,541		24,002,541		
⑥	合計（当初申告書記載額）		431,350,641	75,525,000	170,404,541	79,525,000	105,896,100
⑦	株式	J（認定額）	310,804,800	85,402,400	112,855,200	85,402,400	27,144,800
			1株の評価額	200	200	200	200
			株式数	427,012	564,276	427,012	135,724
⑧	合計		431,350,641	90,927,400	139,599,741	94,927,400	105,896,100

別表 4 その他の財産の明細表

(単位：円)

順号	種類	金額	原告甲取得分	原告乙取得分	原告丙取得分	原告丁取得分	原告戊取得分	原告B取得分	原告C取得分	原告D取得分	原告F取得分	原告G取得分
①	生命保険金等	35,023,903					7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
②	退職手当金等	459,003,000		459,003,000								
③	その他	4,426,700		3,091,700		1,335,000						
④	小計 (申告書記載額)	498,453,603	0	462,094,700	0	1,335,000	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823
⑤	貸付金	5,000,000	1,666,667		1,666,667	1,666,666						
⑥	未収入金	1,037,800	345,933		345,933	345,934						
⑦	合計	504,491,403	2,012,600	462,094,700	2,012,600	3,347,600	7,004,788	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823	5,603,823

別表 5 債務及び葬式費用の明細表

(単位：円)

順号	種類	合計	原告甲負担分	原告乙負担分	原告丙負担分	原告丁負担分
①	葬 式 費 用	12,944,689		12,944,689		
②	敷 金	700,000	300,000			400,000
③	小計（申告書記載額）	13,644,689	300,000	12,944,689	0	400,000
④	未 納 市 民 税	12,240,000	2,040,000	6,120,000	2,040,000	2,040,000
⑤	合 計	25,884,689	2,340,000	19,064,689	2,040,000	2,440,000

別表6 3年以内の贈与加算額の明細表

(単位：円)

順号	区分	金額	原告甲取得分	原告乙取得分	原告丙取得分	原告丁取得分	原告戊取得分	原告B取得分	原告C取得分	原告D取得分	原告F取得分	原告G取得分
①	平成11年分	1,510,000	302,000		302,000	302,000	151,000	151,000	151,000		151,000	
②	平成12年分	1,900,000	400,000		400,000	300,000	200,000	200,000	200,000		200,000	
③	平成13年分	2,400,000	200,000		200,000	200,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
④	小計(申告書記載額)	5,810,000	902,000	0	902,000	802,000	651,000	651,000	651,000	300,000	651,000	300,000
⑤	平成12年分(注)	23,000,000		23,000,000								
⑥	平成13年分(注)	5,710,000		5,710,000								
⑦	平成14年分(注)	10,000,345		10,000,345								
⑧	合計	44,520,345	902,000	38,710,345	902,000	802,000	651,000	651,000	651,000	300,000	651,000	300,000

(注) 各年分の贈与財産の明細は次表のとおり。

○ 贈与財産の明細

(単位：円)

順号	預金種別	年分	金融機関等	口座番号	金額	取得者
⑨	定期預金	平成12年分	U銀行丸亀支店		5,000,000	原告乙
⑩	定期預金		V銀行城西支店		3,000,000	原告乙
⑪	定期預金		U銀行丸亀支店		5,000,000	原告乙
⑫	定期預金		W銀行丸亀支店		5,000,000	原告乙
⑬	定期預金		W銀行丸亀支店		5,000,000	原告乙
⑭	定期預金	平成13年分	X銀行三原支店		4,610,000	原告乙
⑮	定期預金		Y銀行三原支店		1,100,000	原告乙
⑯	定期預金	平成14年分	Y銀行三原支店		10,000,345	原告乙
⑰	合計				38,710,345	

別表 7 贈与税額控除の明細表

(単位：円)

順号	区分		金額	原告乙	原告丁	原告 F	原告 G
①	平成 1 1 年分	贈与税の申告税額	1,364,500		1,088,500	276,000	
②	平成 1 2 年分	贈与税の申告税額	1,000,000		695,000	305,000	
③	平成 1 3 年分	贈与税の申告税額	1,900,800		315,200	792,800	792,800
④	小計	(更正の請求金額)	4,265,300	0	2,098,700	1,373,800	792,800
⑤	平成 1 2 年分	平成16年11月9日付け決定税額	913,500	913,500			
⑥	平成 1 3 年分	平成16年11月9日付け決定税額	9,670,000	9,670,000			
⑦	合計		14,848,800	10,583,500	2,098,700	1,373,800	792,800

別表 8 配偶者の税額軽減の計算

(単位：円)

順号	区分	
①	課税価格の合計額 (別表 1 ⑪の「合計」欄の金額)	3,867,502,000
②	課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額 (①×1/2)	1,933,751,000
③	配偶者の分割財産の価額 (別表 1 ⑦の「原告乙」欄の金額)	2,880,769,028
④	分割財産から控除する債務控除の金額 (別表 1 ⑧の「原告乙」欄の金額)	19,064,689
⑤	純資産価額に加算される贈与財産価額 (別表 1 ⑩の「原告乙」欄の金額)	38,710,345
⑥	③－④＋⑤の金額 (1000円未満切り捨て)	2,900,414,000
⑦	相続税の総額 (別表 1 ⑫の「合計」の金額)	1,965,700,000
⑧	配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×(②又は⑥のうち少ない金額)／①)	982,850,000
⑨	配偶者の税額軽減の限界度 (別表 1 「原告乙」欄の⑭－⑯)	1,463,583,494
⑩	配偶者の税額軽減額 (⑧又は⑨のうち、少ない金額)	982,850,000

別表 8 の 2 配偶者の税額軽減の計算

(単位：円)

順号	区分	
①	課税価格の合計額 (別表 1 の 2 ⑪の「合計」欄の金額)	2,003,515,000
②	課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額 (①×1/2)	1,001,757,500
③	配偶者の分割財産の価額 (別表 1 の 2 ⑦の「原告乙」欄の金額)	985,975,728
④	分割財産から控除する債務控除の金額 (別表 1 の 2 ⑧の「原告乙」欄の金額)	19,064,689
⑤	純資産価額に加算される贈与財産価額 (別表 1 の 2 ⑩の「原告乙」欄の金額)	38,710,345
⑥	③－④＋⑤の金額 (1000円未満切り捨て)	1,005,621,000
⑦	相続税の総額 (別表 1 の 2 ⑫の「合計」の金額)	871,632,700
⑧	配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×(②又は⑥のうち少ない金額)／①)	435,816,350
⑨	配偶者の税額軽減の限界度 (別表 1 の 2 「原告乙」欄の⑭－⑯)	426,913,672
⑩	配偶者の税額軽減額 (⑧又は⑨のうち、少ない金額)	426,913,672

別表 9 相次相続控除の計算

順号	区分	
①	被相続人が前に相続したときの年月日	平成5年1月23日
②	被相続人の死亡年月日	平成14年8月26日
③	前の相続から今回までの相続の期間（1年未満切り捨て）	9年
④	10年－③の年数	1年
⑤	被相続人が前の相続のときに相続した純資産価額	308,364,833
⑥	被相続人が前の相続の際に納付又は納付すべきであった相続税額	106,811,500
⑦	被相続人が前の相続により取得した純資産額から被相続人の相続税額を控除した後の金額（⑤－⑥）	201,553,333
⑧	今回の相続によって財産を取得した全部の者の純資産価額の合計額	3,822,989,463
⑨	相次相続控除額の総額 （⑥×⑧／⑦（1以上の場合は1）×④／10）	10,681,150

各相続人別の相次相続控除額の計算

(単位：円)

順号	相続人	相次相続控除額の総額 (A)	各相続人の純資産価額 (B)	相続人以外の者も含めた 純資産価額の合計額(C)	各相続人の相次相続 控除額 (E, =A×B/C)
⑪	原告甲	10,681,150	337,338,829	3,822,989,463	942,499
⑫	原告乙		2,861,704,339		7,995,390
⑬	原告丙		318,608,969		890,169
⑭	原告丁		270,313,423		755,235

別表 9 の 2 相次相続控除の計算

順号	区分	
①	被相続人が前に相続したときの年月日	平成5年1月23日
②	被相続人の死亡年月日	平成14年8月26日
③	前の相続から今回までの相続の期間（1年未満切り捨て）	9年
④	10年－③の年数	1年
⑤	被相続人が前の相続のときに相続した純資産価額	308,364,833
⑥	被相続人が前の相続の際に納付又は納付すべきであった相続税額	106,811,500
⑦	被相続人が前の相続により取得した純資産額から被相続人の相続税額を控除した後の金額（⑤－⑥）	201,553,333
⑧	今回の相続によって財産を取得した全部の者の純資産価額の合計額	1,959,000,963
⑨	相次相続控除額の総額 （⑥×⑧／⑦（1以上の場合は1）×④／10）	10,681,150

各相続人別の相次相続控除額の計算

(単位：円)

順号	相続人	相次相続控除額の総額 (A)	各相続人の純資産価額 (B)	相続人以外の者も含めた 純資産価額の合計額(C)	各相続人の相次相続 控除額 (E, =A×B/C)
⑪	原告甲	10,681,150	352,741,229	1,959,000,963	1,923,267
⑫	原告乙		966,911,039		5,271,933
⑬	原告丙		334,011,369		1,821,145
⑭	原告丁		270,313,423		1,473,842

別表 10-1 J 株式（原告乙所有分）の評価額の計算明細書

1 J（評価会社）の発行済株式数の計算

1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (直前期末の資本金額978,000千円 ÷ 50円)	① 19,560千株
---	------------

2 J（評価会社）の比準要素等の金額の計算

配 当 金 額	直前期末以前2年間の利益金額					1株(50円)当たり の年利益金額 (②/①)
	事業年度	年配当金額 (1)	左のうち非経常的な 配当金額(2)	差引経常的な配当金額(3) ((1)-(2))	年平均配当額 ((3)/2)	
	直前期	391,200千円	—	391,200千円	② 391,200千円	
	直前々期	489,000千円	97,800千円	391,200千円		
						⑧ 20円

利益金額	直前期末以前2年間の利益金額					1株(50円)当たりの 年利益金額 (③/①)
	事業年度	法人税の課税所得金額(1)	受取配当の益金 不算入額(2)	左の源泉所得税額 (3)	利益金額 ((1)+(2)-(3))	
	直前期	9,683,208千円	88,870千円	23,217千円	③ 9,748,861千円	
	直前々期	12,250,034千円	73,490千円	19,813千円	④ 12,303,711千円	④ 498円

純資産価額	直前期末の純資産価額					1株(50円)当たりの 純資産価額 (⑤/①)
	事業年度	資本金額 (1)	資本積立金 (2)	利益積立金 (3)	純資産価額 ((1)+(2)+(3))	
	直前期	978,000千円	69千円	85,220,795千円	⑤ 86,198,864千円	⑤ 4,406円

別表 10-2 J 株式（原告乙所有分）の評価額の計算明細書

3 類似業種の 1 株当たりの比準価額等

(1) 類似業種の株価

類似業種と業種目番号				小分類：その他	中分類：輸送用
類似業種の株価	課税時期の属する月	8 月	⑥	234円	234円
	課税時期の属する月の前月	7 月	⑦	239円	239円
	課税時期の属する月の前々月	6 月	⑧	244円	244円
	前年平均株価		⑨	248円	248円
	(⑥、⑦、⑧及び⑨のうち最も低いもの)			A 234円	A' 234円

(2) J（評価会社）と類似業種における株価及び比準要素等の比較表

	J (評価会社)	類似業種 (No. 72)	類似業種 (No. 69)
株価	—	A 234円	A' 234円
1 口 (50円) 当たりの年配当金額	⑥ 20.00円	B 2.70円	B' 2.70円
1 口 (50円) 当たりの年利益金額	⑦ 498円	C 24円	C' 24円
1 口 (50円) 当たりの純資産価額	⑧ 4,406円	D 270円	D' 270円
額面金額	50円	50円	50円

別表 10-3 J 株式（原告乙所有分）の評価額の計算明細書

3 類似業種比準価額の計算

$$1 \text{ 株当たりの比準価額} = A(A') \times \frac{\frac{\textcircled{B}}{B(B')} + \frac{\textcircled{C}}{C(C')} \times 3 + \frac{\textcircled{D}}{D(D')}}{5} \times 0.7$$

A(A') : 類似業種の株価

B(B') : 類似業種の 1 株当たりの配当金額

C(C') : 類似業種の 1 株当たりの利益金額

D(D') : 類似業種の 1 株当たりの純資産価額

③ : 評価会社の 1 株当たりの配当金額

④ : 評価会社の 1 株当たりの利益金額

⑤ : 評価会社の 1 株当たりの純資産価額

(1) 「類似業種 NO.72」又は「類似業種NO.69」による 1 株当たりの類似業種比準価額

$$\begin{aligned} 1 \text{ 株当たりの比準価額} &= 234 \times \frac{\frac{20.00}{2.70} + \frac{498}{24} \times 3 + \frac{4,406}{270}}{5} \times 0.7 \\ &= 2,815 \text{円}72 \text{銭} \end{aligned}$$

(2) 比準価額の修正

$$2,815 \text{円} - 20 \text{円} = 2,795 \text{円}$$

(上記(1)の円未満の金額を切捨てたもの) (直前期末の翌日から課税時期までの間の現金配当額)

(3) J 株式（原告乙所有分）の評価額

$$2,795 \text{円} / 1 \text{株} \times 718,300 \text{株} = \boxed{2,007,648,500 \text{円}}$$

(4) 本件更正処分による J 株式（原告乙所有分）の評価額の増加額

$$2,007,648,500 \text{円} - 143,660,000 \text{円} = \boxed{1,863,988,500 \text{円}}$$

(申告書記載額)

別表 1 1 過少申告加算税の明細表

(単位：円)

	原告甲	原告乙	原告丙	原告丁	原告戊	原告B	原告C	原告D
A	170,971,600	472,738,100	161,504,200	134,943,200	4,668,800	3,814,300	3,814,300	3,600,300
B	151,245,900	7,939,900	143,237,100	117,391,000	3,995,500	3,278,400	3,278,400	3,073,500
C	19,725,700	464,798,200	18,267,100	17,552,200	673,300	535,900	535,900	526,800
D	1,972,000	69,321,500	1,826,000	1,755,000	67,000	53,000	53,000	52,000

A：納付すべき相続税額（別表 1 順号20）

B：期限内申告税額。なお、原告甲及び原告丙については、平成15年11月 6 日付け修正申告後のもの。

C：Aの金額からBの金額を控除した後のもの

D：Cの金額（通則法118条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10を乗じたもの（通則法65条 1 項）。

なお、原告乙については当該金額に、Cの金額のうちBの金額を超える部分（通則法118条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の 5 を乗じたものを加算したもの（通則法65条 2 項）

別表 1 1 の 2 過少申告加算税の明細表

(単位：円)

	原告甲	原告乙	原告丙	原告丁	原告戊	原告B	原告C	原告D
A	151,929,700	0	143,883,300	114,376,500	3,996,300	3,264,900	3,264,900	3,081,700
B	151,245,900	7,939,900	143,237,100	117,391,000	3,995,500	3,278,400	3,278,400	3,073,500
C	683,800	0	646,200	0	800	0	0	8,200
D	68,000	0	64,000	0	0	0	0	0

A：納付すべき相続税額（別表 1 の 2 順号20）

B：期限内申告税額。なお、原告甲及び原告丙については、平成15年11月 6 日付け修正申告後のもの。

C：Aの金額からBの金額を控除した後のもの

D：Cの金額（通則法118条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10を乗じたもの（通則法65条 1 項）。